

派遣・パート・アルバイト・契約社員
非正規

SOS

全国一斉

ホットライン



長妻厚労相は10月20日、低所得者の占める割合を示す「貧困率」について、07年は15.7%だったことを初めて明らかにしました。これは、日本では7人に1人以上が貧困状態ということを示します。

「年収〇〇〇万円で暮らす方法」などの本が売れる時代。しかも、「うちの子どもも派遣だわ」というように、正社員で働こうにも採用がない。とりあえず派遣やパートで働き始めても、3ヶ月、半年、1年の期限付

き（＝有期雇用）で、安心して働くことも出来ません。貧困問題は、非正規雇用の密接な関係があるのです。

●派遣法の規制強化を

貧困をなくすには、貧困を作らないシステム作りが必要です。一つは、派遣法の抜本改正です。直接雇用の原則に立てば、本来、派遣という間接雇用が存在すること自体おかしな話です。少なくともいまのような「何でもOK」「使い捨て」ではいけません。「日雇い派遣」「スポット派遣」や仕事があるときだけ派遣する「登録型派遣」「製造業」への派遣を禁止し、違法派遣の場合は派遣先が直接雇用しなければならないようにすればいいのです。

●均等待遇と有期雇用の制限

正社員と同じ仕事なのに「パートだから」ということで安い賃金で働かしていることは身分差別とも言えます。パート法を守らせ、均等待遇の実現にも力を入れたいものです。また、理由もないのに期間を定めて雇う有期雇用も規制すべきです。

●あなたもユニオンに

11月13～14日、コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（74ユニオン、1万5千人）は、「非正規SOS 全国一斉ホットライン」を開設します。兵庫県下では尼崎、芦屋、神戸、明石、加古川、姫路、加西、篠山、豊岡で労働相談に取り組みます。

昨年の年越し派遣村でも、闘わないと自分の生活は守れないことは明らかです。いまこそユニオンに加入しましょう。そして、職場で疑問に思うこと、悩んでいることがあればご相談下さい。まず、電話を下さい。一緒に考えていきましょう。

身近な場所へ相談を！

尼崎	06-6481-2341
芦屋	0797-23-8110
神戸	078-232-1838
明石	078-912-2797
加古川	079-425-0532
姫路	079-288-1734
篠山	079-552-7010
加西	0790-43-0200
県内全域	078-251-1172

誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158

2009年 11月13日(金)・14日(土) 10:00~19:00

会社解散の目的は 労働組合つぶし

**偽装解散
不当解雇
許さん！**
全港湾ニュースから転載
姫路ユニオン

9月30日で「会社解散・全員解雇」

私たちは、(株)伊藤運輸で運転手として働いていました。(株)伊藤運輸は、製鉄原料の販売や加工を行っている(株)伊藤興業の子会社で、(株)伊藤運輸が(株)伊藤興業の荷物を専属的に運搬するという関係でした。

この両社は同一の敷地内にあり、事務所も同一、管理職も同一人物が担っており、事務については(株)伊藤興業の従業員が両社の事務を行っていました。つまり、(株)伊藤運輸の実態は「(株)伊藤興業の運輸部門」に過ぎず、両社は一体のものでした。

しかし、9月30日に運輸部門(株)伊藤運輸)を解散し、従業員21人全員をクビにしました。会社は、その理由について「経営状態の悪化」と説明しました。

しかし、(株)伊藤興業については、「事業を続ける」ということでした。(株)伊藤興業が事業を続けるなら、運輸部門の仕事はこれまでどおりあるわけです。それでも、あえて「会社解散・全員解雇」という手段をとったのは、組合つぶしのためでした。

何事もなかったかのように・・・

会社が私たちのクビを切った翌日以降も、運輸部門の仕

事は続いています。しかも、そこで働いているのは(株)伊藤運輸で働いていた非組合員の運転手です。組合員には、10月1日以降の仕事について何も説明がありませんでしたが、非組合員には何らかの話があったようです。

そして、非組合員が(株)伊藤運輸が所有していた車両に乗って、以前と同じ仕事をしています。車両の出入りを見てみると、私たちがクビを切られた9月よりも忙しそうです。

労働組合がそんなに嫌いか！

これまでどおりにダンプが動き、これまでどおり仕事をしている姿を、どうして私たちは“失業者”として眺めていなくてはならないのでしょうか。

私たちは、「いい職場にしたい、よりよい会社になりたい、そして働き続けたい」と思って、労働組合を結成して頑張ってきました。

会社は「会社解散」という手段を使って、その労働組合を追い出そうとしています。こんなことが許されるなら、労働者は会社の言いなりになって働くしかなく、労働組合も存在できなくなってしまいます。

こんな会社は絶対に許しません！ 会社を追い詰め、解雇撤回を必ず勝ちとります！

「解散すれば終わり」じゃない！

俺たちは勝つまで闘う！

同じ会社なのに、なぜ(株)伊藤運輸だけが解散したのか

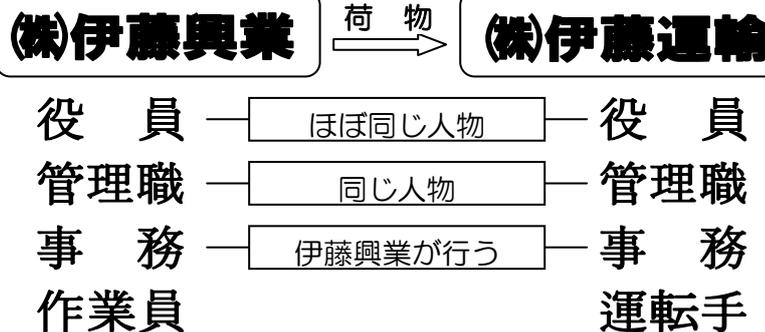
(株)伊藤興業と(株)伊藤運輸の実態は、右図のようになっています。どう見ても一つの会社です。

(株)伊藤運輸の役員や管理職は、ほぼ伊藤興業と同じ人物が担っています。また、伊藤興業の従業員が両社の事務を行ってきたため、(株)伊藤運輸には事務を行う従業員はいませんでした。

つまり、(株)伊藤運輸が解散しても、(株)伊藤興業が事業を続ける限り、役員・管理職は路頭に迷うことはありません。(株)伊藤運輸の事務を担ってきた従業員も(株)伊藤興業に所属しているので、影響は受けません。

会社解散・全員解雇で路頭に迷うのは、(株)伊藤運輸の運転手だけで、全港湾神戸支部に加入している組合員も、(株)伊藤運輸の運転手だけでした。しかも、そのうち非組合員だった運転手には密かに連絡が入り、そのうち数人が10月1日から、これまでと同じ仕事を行っています。こんなあからさまな「偽装解散による組合つぶし」は前代未聞です。

図：(株)伊藤興業と(株)伊藤運輸の関係



「会社は経営者のものだからどうしようと自由」ではない！

日本国憲法では、「職業選択の自由」(第22条)、「財産権の保障」(第29条)があります。これを根拠にして、経営者たちは「会社は自分の財産であり、経営をどうするかも自由だ」と主張します。しかし、こんな理屈が通らないことは明らかです。私たち労働者がいるからこそ、会社が運営できるのであり、社会が成り立っているのです。

そして、私たち労働者には「生存権」(憲法第25条)、「団結権」(憲法第28条)があります。私たちには人間らしく生き、働き続けていく権利があり、そのために労働組合に結集しています。その労働組合をつぶそうというのなら、私たちは全力で闘うほかありません。

私たちは、勝つまで闘います！ 働く仲間のみなさんのご支援をよろしくお願いします！

全港湾神戸支部

連絡先 TEL:078-331-9827 FAX:078-331-7590

